

第139回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時

場所

東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー
30階「ダイヤモンド30」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

書面またはインターネット等による議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時10分

 ニチモウ株式会社

証券コード：8091

●インターネットを通じて事前に株主様よりご質問・ご意見をお受けするほか、株主総会当日の様子は、**インターネットによるライブ配信**でもご覧いただけます。

※詳細につきましては、5頁以降の「株主様向けライブ配信のご案内」「事前質問方法のご案内」または当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.nichimo.co.jp/>

●株主総会にご出席の株主様への**お土産のご用意はございません**。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第139回定時株主総会招集ご通知	7
株主総会参考書類	11
議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）6名選任の件	
事業報告	19
連結計算書類	45
計算書類	48
監査報告書	51

経営理念

会社は社会の公器であるとの精神に立ち、
業界をリードする技術とサービスをもって
広く社会の発展に貢献する

ニチモウは、1910年（明治43年）の創業以来（会社設立は1919年（大正8年））、
100年以上の歴史の中で時代の変化に対応しながらも、
漁業・水産業界を主たる事業領域として事業を展開してまいりました。
創業以来の経営理念のもと、今なお漁業・水産業界を基盤としながら
『豊かで健康な生活づくり』に主として『食』の分野で貢献する企業』を目指して、
ニチモウおよびニチモウグループ各社は、事業を展開しています。

▶ニチモウのこれまでの歩みをご覧ください。

https://www.nichimo.co.jp/company/nichimo_history/



ニチモウグループ 理念体系図



サステナビリティ基本方針

『持続可能な社会への航路を拓く』

ニチモウグループが目指すサステナビリティへの考え方

ニチモウグループが目指すサステナブル経営は、創業以来の経営理念に則り、「浜から食卓までを網羅し、挑戦の歩みを未来へ」を具現化すべく、グループの連携により、海の豊かな資源の保全および環境に配慮した生産と流通をサポートする責務を果たすことで、中長期的な企業価値の向上に努めていくことを主眼としています。これは昨今の自然環境や天然資源への保全意識が高まっている社会において、漁業・水産業を主たる事業領域として事業を展開する当社グループに強く求められているところであり、果たすべき責務であると考えています。

企業価値向上の観点から見ると、サステナブル経営を推進していく上で重要視している海面・陸上養殖や自然環境下で生分解性を有するバイオマス資材など、持続可能な事業に対する注目度は高く、引き合いも多くいただいております。

またリスクマネジメントの面から見ると、海洋環境・資源への配慮を怠れば水産物の調達リスクが高まり、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みについても、今後導入が検討されている炭素税の導入によるコスト増など、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があり無視できません。

以上のことから、現行のサステナビリティに配慮した事業活動を推し進めるとともに、新規事業への取り組みにも着手し、コスト上昇以上の企業価値の向上に努めてまいります。

また、これらの取り組みにおける計画・目標設定とその進捗・改善は、ISOのPDCAサイクルを活用して管理・適正化を図ることで、最短ルートでの目標達成を目指してまいります。

※具体的なサステナビリティへの取り組みについては、当社HP・サステナビリティレポートをご確認ください。

<https://www.nichimo.co.jp/sustainability/>



ごあいさつ



ニチモウ株式会社
代表取締役社長

青木 信也

株主のみなさまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第139回定時株主総会を2025年6月27日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。株主総会の議案および当期の事業の概要につきご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

株主様向けライブ配信のご案内

本株主総会につきましては、当日会場へ出席されない株主様が株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を実施いたします。
ライブ配信は、バーチャル株主総会支援サービス「Sharely（シェアリー）」を通じて行います。
※ライブ配信をご利用いただく場合は、3. 注意事項を必ずご一読ください。

1. 配信日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時から株主総会終了まで

2. アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/nichimo-139>

＜必要事項＞株主番号、郵便番号



- (1) 上記のURLをご入力いただくか、上記の二次元コードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。
- (2) 接続されましたら、[議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号（2025年3月末時点）」](#)を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※議決権行使書用紙を投函する前に「株主番号」「郵便番号」を、必ずお手許にお控えください。

※当日操作に問題が生じた場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ窓口（バーチャル株主総会Sharely）】

電話番号：03-6683-7664

受付時間：2025年6月27日（金曜日）午前9時から株主総会終了時まで

3. 注意事項

- ・ライブ配信により株主総会の模様をご視聴いただく株主様におかれましては、当日のご質問および決議にご参加いただくことができません。また、動議を提出することもできません。
- ・議決権の行使につきましては、株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時10分までに書面またはインターネット等による事前行使をお願いいたします。
- ・ライブ配信により株主総会の模様をご視聴いただく株主様が、ご質問を希望される場合には、インターネットによる事前質問をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れおよび一時中断などの通信障害ならびに配信のタイムラグが発生する可能性があります。当社はこれら通信障害によってインターネットによるライブ配信のご視聴者様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ・ライブ配信当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。予めご了承ください。
- ・ご視聴いただく際の接続料金および通信料等は株主様のご負担となります。
- ・映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製およびログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- ・その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

事前質問方法のご案内

本株主総会に関するご質問を後述の株主総会ポータルに加え、バーチャル株主総会支援サービス「Sharely（シェアリー）」を通じてお受けいたします。

事前質問につきましては、当日会場へご出席の株主様もご利用いただけます。いただいたご質問は株主総会当日にご回答・ご説明いたします。

1. 事前質問受付期間

2025年6月5日（木曜日）午前9時から2025年6月20日（金曜日）午後5時10分まで

2. 事前質問の方法

接続先：https://web.sharely.app/e/nichimo-139/pre_question

<必要事項> 株主番号、郵便番号



- (1) 上記のURLをご入力いただくか、上記の二次元コードを読み込み、事前質問回答ページにアクセスしてください。
- (2) 接続されましたら、[議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号（2025年3月末時点）」](#)を、画面表示に従って入力しログインしていただき、本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

3. 注意事項

- ・ **ご質問は、お一人様概ね2問まで、1問あたり150文字までとさせていただきます。**
- ・ 受付期間終了後にお送りいただいたご質問にはお答えできかねます。
- ・ 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。予めご了承ください。
- ・ すべてのご質問に対してご説明することができない場合、議長の判断により、株主のみなさまのご関心が高い事項についてご説明させていただきます。
- ・ 当日会場へご出席の株主様におかれましては、当日会場でご質問いただくことができます。
- ・ ライブ配信により株主総会の模様をご視聴いただく株主様におかれましては、当日の質問をお受けすることができませんので、上記の方法でインターネットによる事前質問をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- ・ その他システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

(証券コード8091)
2025年6月5日
(電子提供措置の開始日 2025年6月2日)

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番20号

ニチモウ株式会社

代 表 取 締 役 社 長 青 木 信 也

第139回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第139回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第139回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nichimo.co.jp/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、上部メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択のうえ、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ニチモウ」または「コード」に証券コード「8091」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2025年6月26日（木曜日）午後5時10分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

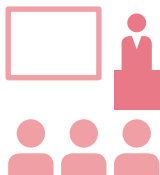
記

1 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時 ※受付開始 午前9時
2 場 所	東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテル メインタワー30階 「ダイヤモンド30」
3 目的事項	報告事項 1. 第139期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第139期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項	議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
4 その他株主総会招集に関する事項	（1）インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。 （2）議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の両方により議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。 （3）議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。 （4）電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。 ①連結計算書類の「連結注記表」 ②計算書類の「個別注記表」

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

議決権行使等についてのご案内



株主総会に 出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場
受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案
に対する賛否をご表示のうえ、
ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時10分到着分まで



インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案
に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時10分完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. 2. 3. 4.

(番号記入)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

議 案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印
をし、反対する候
補者の番号をご記
入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット等行使期限
2025年6月26日（木）午後5時10分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2025年6月20日（金）午後5時10分まで

本株主総会においては、前述のバーチャル株主総会支援サービスに加え、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問のなかで株主のみなさまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。

上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 午前9時～午後9時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議

案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	性別	現在の当社における地位・担当	在任年数 (本総会終結時)
1 再任	 まつもと かずあき 松本 和明 (1954年1月11日)	男	代表取締役会長	17年
2 再任	 あおき しんや 青木 信也 (1962年6月5日)	男	代表取締役社長 社長執行役員	3年
3 再任	 つちだ よしゆき 土田 祥之 (1961年1月10日)	男	取締役 執行役員 食品事業部門管掌	13年
4 再任	 すわべ としひこ 諏訪部俊彦 (1960年3月1日)	男	取締役 執行役員 海洋・機械・資材事業部門管掌	5年
5 新任	 ふく い ゆたか 福井 豊 (1966年5月14日)	男	執行役員 機械・資材事業本部長	—
6 新任	 こじま あきのぶ 小島 章伸 (1967年3月21日)	男	執行役員 管理部門担当	—

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、「会社法第430条の3第1項」に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。本議案が承認された場合、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。



所有する当社の株式の数

9,300株

在任年数

17年

候補者
番号

1

まつもと

かず あき

松本

和明

(1954年1月11日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年4月 当社入社
2000年6月 同 食品第二営業部長
2002年4月 同 福岡支店長
2003年6月 同 執行役員 バイオティックス営業部長
2007年4月 同 執行役員 食品第一事業部長
2008年4月 同 執行役員 食品事業本部長
2008年6月 同 取締役 執行役員 食品事業本部長
2011年6月 同 取締役 常務執行役員 食品事業本部長
2014年6月 同 代表取締役社長 社長執行役員
2024年6月 同 代表取締役会長（現任）
現在に至る

候補者とした理由

松本和明氏は、代表取締役会長を務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社経営の実効性を高め、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式の数

3,600株

在任年数

3年

候補者
番号

2

あお き

青木

しん や

信也

(1962年6月5日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
2002年4月 同 四国営業所長
2018年4月 同 執行役員 福岡支店長
2020年4月 同 執行役員 資材事業本部長
2021年4月 同 執行役員 海洋事業本部長
2022年6月 同 取締役 執行役員 海洋事業本部長
2024年4月 同 取締役 執行役員
2024年6月 同 代表取締役社長 社長執行役員（現任）
現在に至る

候補者とした理由

青木信也氏は、代表取締役社長を務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社経営の実効性を高め、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。



候補者
番号

3

つち だ

土田

よし ゆき

祥之

(1961年1月10日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
2003年6月 同 食品第二営業部長
2007年4月 同 大阪支店長
2010年4月 同 執行役員 大阪支店長
2012年6月 同 取締役 執行役員 大阪支店長
2018年4月 同 取締役 執行役員 食品事業本部長
2024年4月 同 取締役 執行役員 食品事業部門管掌、食品事業本部長
2025年4月 同 取締役 執行役員 食品事業部門管掌（現任）
現在に至る

所有する当社の株式の数

8,100株

在任年数

13年

候補者とした理由

土田祥之氏は、主に食品事業部門を通じた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社経営の実効性を高め、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式の数

3,600株

在任年数

5年

候補者
番号

4

す わ べ と し ひ こ

諏訪部俊彦

(1960年3月1日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
2002年4月 同 食品第二営業部長
2003年6月 同 執行役員 食品第三営業部長
2004年10月 同 執行役員 食品事業部門担当
2007年4月 同 執行役員 食品第二事業部長
2014年6月 同 執行役員 福岡支店長兼下関営業所長
2015年4月 同 執行役員 福岡支店長
2018年4月 同 執行役員 大阪支店長
2020年6月 同 取締役 執行役員 大阪支店長
2024年4月 同 取締役 執行役員 海洋・機械・資材事業部門管掌、
海洋事業本部長
2025年4月 同 取締役 執行役員 海洋・機械・資材事業部門管掌（現任）
現在に至る

候補者とした理由

諏訪部俊彦氏は、主に食品事業部門を通じた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社経営の実効性を高め、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。



候補者
番号

5

ふく い
福井

ゆたか
豊

(1966年5月14日生)

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月 当社入社
2010年4月 同 機械営業部長
2021年4月 同 執行役員 機械・資材事業本部長（現任）
現在に至る

所有する当社の株式の数

7,200株

在任年数

—

候補者とした理由

福井豊氏は、主に機械事業部門を通じた豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。



候補者
番号

6

こ じま
小島

あき のぶ
章伸

(1967年3月21日生)

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月 当社入社
2011年10月 同 食品第三営業部長
2016年4月 同 財務部長
2022年4月 同 執行役員 総務部長兼財務部長
2025年4月 同 執行役員 管理部門担当（現任）
現在に至る

所有する当社の株式の数

600株

在任年数

—

候補者とした理由

小島章伸氏は、食品事業部門および管理部門を通じた豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。

(ご参考)

議案が承認された後の取締役会の構成

(ふりがな) 氏 名	当社が期待する知見・経験						指名・ 報酬諮問 委員
	企業 経営	財務 経理	法務 リスク 管理	営業 戦略	国際性	サステナ ビリティ (E S G)	
取締役 (監査等委員を除く。)	まつもと かずあき 松本 和明	●		●	●	●	
	あおき しんや 青木 信也	●		●	●	●	■
	つちだ よしゆき 土田 祥之	●		●	●		
	すわべ としひこ 諏訪部 俊彦	●		●	●		
	ふくい ゆたか 福井 豊			●		●	
取締役 (監査等委員)	こじま あきのぶ 小島 章伸		●	●			
	やまもと としお 山本 敏夫		●		●		
	きくち たつや 菊池 達也	●	●	●			■
	ひらた すなお 平田 淳		●	●		●	■
	あかし にんじょう 明石 仁成	●		●	●		■
	よしえ ゆみこ 吉江由美子	●		●	●	●	■

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果に加え、インバウンド需要の増加等により、消費や投資活動の活性化が期待された一方、依然として地政学的緊張や原材料価格・エネルギー価格の高騰による物価上昇が個人消費改善の重石となったほか、今年に入ってから、米国の政策動向により、一層不確実性が高まるなど、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような経済環境のなか、当社グループの事業基盤であります水産、水産加工・流通、食品の各分野におきましても、インバウンド需要の拡大により、外食産業を中心に盛り上がりを見せた一方で、海水温の上昇や国内近海での不漁など厳しい事業環境となったほか、個人消費については、物価上昇により節約志向が強まり、消費者の多様化するニーズへの柔軟な対応が求められるなど、舵取りの難しい環境下にありました。

こうした情勢のもとで、当社グループは、3ヵ年経営計画「第137期中期経営計画（Toward the next stage）」の最終年度として、経営方針である「浜から食卓までを網羅し繋ぐ」をベースに、当社グループならではの一貫した体制で営業展開を推し進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,339億0百万円（前連結会計年度比61億44百万円増）、営業利益は30億02百万円（前連結会計年度比9億82百万円増）、経常利益は36億1百万円（前連結会計年度比10億38百万円増）となりました。

特別損益におきましては、特別利益として2億95百万円を計上し、特別損失として4億6百万円を計上いたしました結果、親会社株主に帰属する当期純利益は26億66百万円（前連結会計年度比3億17百万円増）となりました。

連結業績ハイライト

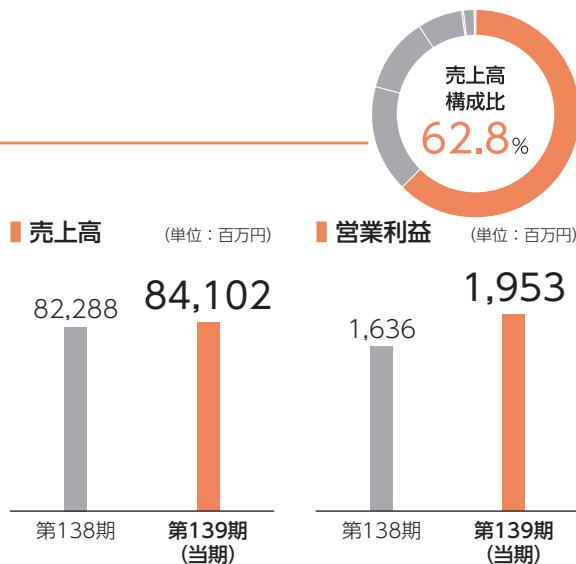
売上高	1,339億00百万円 前期比 4.8%増	営業利益	30億02百万円 前期比 48.6%増
経常利益	36億01百万円 前期比 40.6%増	親会社株主に 帰属する 当期純利益	26億66百万円 前期比 13.5%増

次に事業別の概況をご報告申し上げます。

食品事業

すり身部門では、北海道における原料の水揚げが減少したことに加え、南米すり身の生産も伸び悩み、売上は減少いたしました。採算管理に努め、営業利益は増加いたしました。鮮凍水産物部門では、カニは、業務用・通販向け販売が堅調に推移し、ホタテは、海外向けの販売が伸長し、生産も順調に推移した結果、それぞれ売上、営業利益ともに増加いたしました。北方凍魚におきましても、赤魚・ホッケを中心に中国への販売を拡大してまいりました結果、売上、営業利益ともに増加いたしました。一方で助子は、原料価格が高騰するなか、価格転嫁を推し進め、採算重視の販売に努めてまいりましたが、生産コスト増を補うことができず、売上、営業利益ともに大きく減少いたしました。加工食品部門では、養殖銀ザケ・ツナの販売が順調に推移したことにより、売上は増加いたしました。煮魚・焼魚などの加工食品の販売が計画通り進まず、営業利益は減少いたしました。

これらの結果、連結売上高は841億2百万円（前連結会計年度比18億13百万円増）、営業利益は19億53百万円（前連結会計年度比3億17百万円増）となりました。

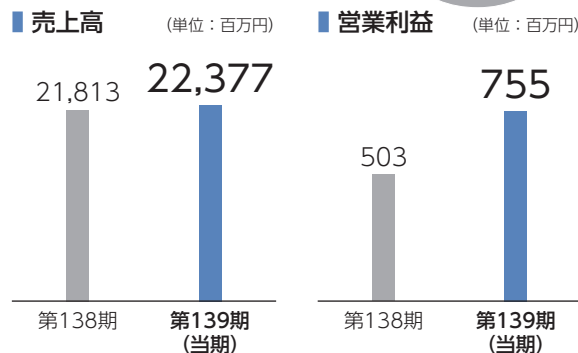
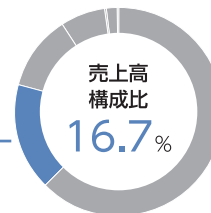




海洋事業

漁網・漁具資材部門では、海外において野球場を中心とした陸上ネットの販売は堅調に続いたものの、各種漁具資材については、昨年度の交換需要が一服したことや国内外での水産物の漁獲量減少などの影響により、販売が低調に推移いたしました結果、売上、営業利益ともに減少いたしました。船舶・機械部門におきましても、減船傾向のなかでの需要減少により、売上、営業利益ともに減少いたしました。一方、養殖部門におきましては、養殖用機資材や養殖用餌料の販売が堅調に推移したことに加え、海苔機資材の設備投資需要を確実に捉えた結果、売上、営業利益ともに大きく増加いたしました。

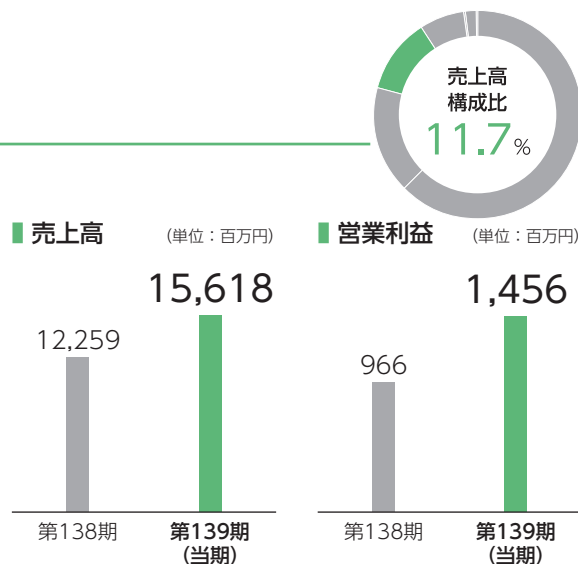
これらの結果、連結売上高は223億77百万円（前連結会計年度比5億63百万円増）、営業利益は7億55百万円（前連結会計年度比2億51百万円増）となりました。



機械事業

機械事業におきまして、国内では、インバウンド需要が旺盛な外食産業を中心に、生産の効率化に向けたニーズが高まるなど、積極的な設備投資意欲が継続しており、大中小と幅広く案件を受注し、一部の大型案件で納期の遅延などにも見舞われましたが、当期中に納入が完了したことにより、売上、営業利益ともに大きく増加いたしました。また、海外におきましても、省人化を主とした豆腐・総菜など各種生産設備を確実に受注できた結果、売上、営業利益ともに増加いたしました。

これらの結果、連結売上高は156億18百万円（前連結会計年度比33億59百万円増）、営業利益は14億56百万円（前連結会計年度比4億89百万円増）となりました。

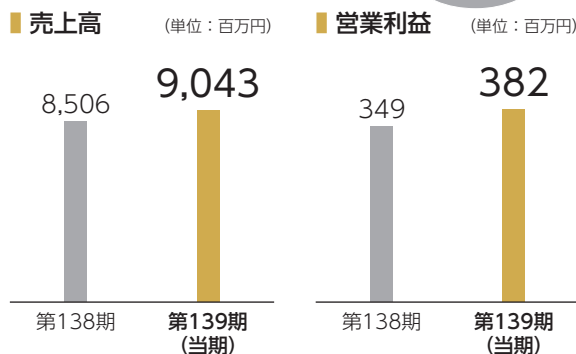
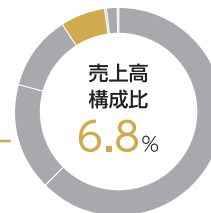




資材事業

資材事業におきまして、化成品部門では、樹脂フィルムの受注が堅調に推移し、包装資材におきましても、海外向け産業資材の販売が伸長するなど、順調に推移いたしました。その他、各種商材の販売に共通して、原材料価格高騰に対し、採算重視の営業活動に努めました結果、売上、営業利益ともに増加いたしました。また、農畜資材につきましても、農業用資材・肥料の拡販に努めてまいりました結果、売上、営業利益ともに増加いたしました。

これらの結果、連結売上高は90億43百万円（前連結会計年度比5億37百万円増）、営業利益は3億82百万円（前連結会計年度比32百万円増）となりました。



バイオティックス事業

バイオティックス事業では、医療関係者向けの販売は堅調に推移したものの、通販や薬局向けOEM商品の販売が苦戦いたしました結果、連結売上高は2億93百万円（前連結会計年度比15百万円減）、営業利益は17百万円（前連結会計年度比7百万円減）となりました。

物流事業

物流事業では、慢性的な人員不足による経費増は続いているなか、引き続き事業の選択と集中を推し進めました結果、連結売上高は23億52百万円（前連結会計年度比1億17百万円減）、営業利益は1億8百万円（前連結会計年度比2億28百万円増）となりました。

その他

その他の事業といたしまして、不動産の賃貸、人材派遣業などを行っており、連結売上高は1億10百万円（前連結会計年度比1百万円増）、営業利益は90百万円（前連結会計年度比58百万円減）となりました。

事業セグメント別売上高・営業損益内訳

区 分	売 上 高	売上高構成比	営業利益または 営業損失 (△)
食品事業	84,102 百万円	62.81 %	1,953 百万円
海洋事業	22,377	16.71	755
機械事業	15,618	11.67	1,456
資材事業	9,043	6.75	382
バイオティックス事業	293	0.22	17
物流事業	2,352	1.76	108
その他	110	0.08	90
小計	133,900	100.00	4,763
その他の調整額	—	—	△1,760
合計	133,900	100.00	3,002

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は、19億56百万円であり、その主なものは、システム開発費用の1億7百万円、連結子会社であります株式会社ヤマイチ水産での新冷凍工場の新設12億15百万円などであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において当社は、以下のとおり資金調達を行いました。

- ①サステナブル経営の一環として、2024年9月30日に三井住友銀行より「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」による長期資金30億円と、2025年3月31日にみずほ銀行より「みずほサステナビリティ・リンク・ローンPRO」による長期資金40億円の契約を締結いたしました。
- ②2024年9月30日に農林中央金庫総額引受による第13回無担保社債20億円と三菱UFJ銀行総額引受による第14回無担保社債20億円を発行いたしました。
- ③短期運転資金調達の安定化を目的として、2024年9月30日にみずほ銀行をアレンジャーとするシンジケーション方式による総額80億円、契約期間3年のコミットメントライン契約と、三井住友信託銀行をアレンジャーとするシンジケーション方式による総額40億円、契約期間1年のコミットメントライン契約を締結いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、個人消費の緩やかな改善やインバウンド需要の更なる拡大を背景に、景気は緩やかな回復が期待される一方で、引き続き地政学的リスクの増大に加え、米国をはじめとした各国の通商政策および経済情勢の変化による影響など、事業環境は依然として先行き不透明な状況が続いていくことが予想されております。

このような環境下ではありますが、当社グループは新たな3ヵ年経営計画「第140期中期経営計画（Breaking Through Toward 2028）」を策定いたしました。本中期経営計画では、水産業界で巻き起こる『パラダイムシフト』に対して、まず始めに10年後のあるべき姿を議論してまいりました。その議論した中で当社グループの強みは、100年以上の時代の変化にも柔軟に対応してきた「挑戦の歴史」と、そのなかで培ってきた「経験」をもとに、「技術とサービス」を提供することだと考えております。

この考えのもと、当社グループのパーパス（存在意義）として、“浜から食卓までを網羅し、挑戦の歩みを未来へ”を設定いたしました。コアビジネスである水産業のソリューションパートナーとして注力するとともに、バランスのとれた収益構造へ事業ポートフォリオを再構築し、“個の力を組織の力へ”と繋げ、「ベストソリューション」を追求してまいります。

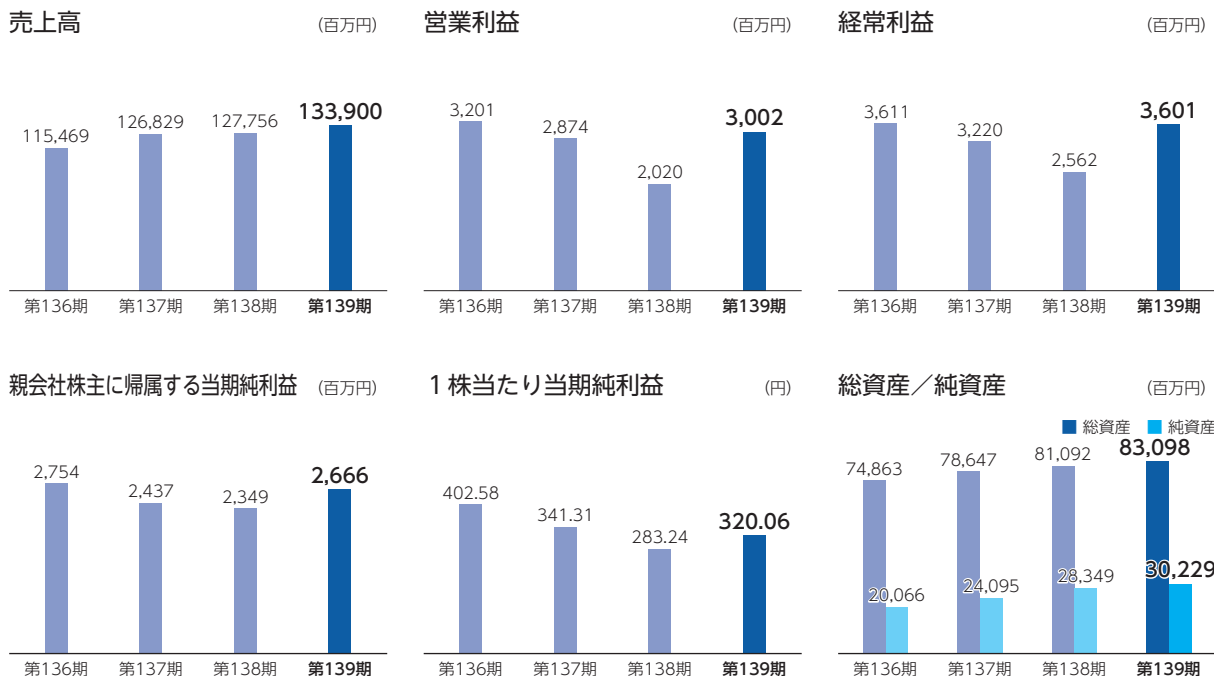
具体的には、10年後を見据えたバックキャスト視点での3年間の指針として、「養殖・環境・資源保護分野、食品機械」などの新しい柱を構築し、未来へ新たな価値を創造する企業を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞ今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 136 期 (2022年 3 月期)	第 137 期 (2023年 3 月期)	第 138 期 (2024年 3 月期)	第 139 期 当連結会計年度 (2025年 3 月期)
売上高 (百万円)	115,469	126,829	127,756	133,900
営業利益 (百万円)	3,201	2,874	2,020	3,002
経常利益 (百万円)	3,611	3,220	2,562	3,601
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,754	2,437	2,349	2,666
1 株当たり当期純利益 (円)	402.58	341.31	283.24	320.06
総資産 (百万円)	74,863	78,647	81,092	83,098
純資産 (百万円)	20,066	24,095	28,349	30,229

(注) 当社は、2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株を2株とする株式分割を実施いたしました。本実施に伴い、1株当たり当期純利益は、第136期（2022年3月期）の期首から当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。



(6) 重要な親会社および子会社等の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社および関連会社の状況

区 分	会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
国内子会社	ニチモウフーズ株式会社	50百万円	100.00%	水産加工品の販売
//	はねうお食品株式会社	10	80.00	水産加工品の製造・販売
//	株式会社ヤマイチ水産	12	100.00	水産加工品の製造・販売
//	株式会社小樽フーズ	90	100.00	水産加工品の製造・販売
//	マルキユー食品株式会社	30	100.00	水産加工品の製造・販売
//	株式会社ちかえフーズ	12	80.00	水産加工品の製造・販売
//	オホーツクニチモウ株式会社	80	100.00	水産加工品の製造・販売
//	西日本ニチモウ株式会社	347	99.91	漁網・漁具、トワイン・ロープの製造・販売
//	北海道ニチモウ株式会社	95	60.78	漁網・漁具、トワイン・ロープの製造・販売
//	株式会社ニチモウワンマン	10	100.00	海苔機資材の製造・販売
//	株式会社ニチモウマリカルチャー	80	100.00	養殖資材・養殖餌料・養殖魚介類の販売
//	株式会社ビブン	250	100.00	食品加工機械・器具の製造・販売
//	株式会社ソーエー	300	100.00	食品加工機械・器具の製造・販売
//	ニチモウバイオティックス株式会社	150	100.00	発酵大豆製品、健康食品の製造・販売
//	ニチモウロジスティクス株式会社	20	90.00	運送業
//	日網興産株式会社	13	100.00	不動産業、人材派遣業
海外子会社	ノールイースタントロールシステムズINC.	24,192千米ドル	100.00	漁網・漁具資材の製造・販売
//	ニチモウインターナショナルINC.	800千米ドル	100.00	水産物の販売
持分法適用 関連会社	日本サン石油株式会社	100百万円	45.00	潤滑油ベースオイルおよび製品の販売
//	日本測器株式会社	230	37.83	各種計測器・理化学機器等の販売
//	日本船燈株式会社	24	45.17	各種灯火・家庭用石油燃料機器等の製造・販売
//	フィッシュファームみらい合同会社	10	39.22	魚介類の養殖・加工・販売、コンサルタント業

③企業結合の経過

- (イ) はねうお食品株式会社の出資比率は、当社が80.00%、連結子会社のニチモウフーズ株式会社が20.00%であります。なお、同社は2024年8月5日に2億90百万円の減資を行いました。
- (ロ) 北海道ニチモウ株式会社の出資比率は、当社が60.78%、連結子会社の西日本ニチモウ株式会社が39.22%であります。
- (ハ) 株式会社ニチモウワンマンは、2024年8月1日に2億30百万円の減資を行いました。

④企業結合の成果

前記のとおり連結子会社は18社、持分法適用関連会社は4社であります。

当連結会計年度の売上高は1,339億0百万円（前連結会計年度比61億44百万円増）、営業利益は30億2百万円（前連結会計年度比9億82百万円増）、経常利益は36億1百万円（前連結会計年度比10億38百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は26億66百万円（前連結会計年度比3億17百万円増）となりました。

(7) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
食品事業	すり身、鮮凍水産物の販売ならびに水産加工食品の製造・販売
海洋事業	各種漁網・漁具、漁業用機械の製造・販売ならびに漁業用・船舶用諸資材機器、養殖用資材などの販売
機械事業	食品機械、関連機械の製造・販売
資材事業	合成樹脂、包装資材、農畜資材などの販売
バイオティックス事業	発酵大豆製品の製造・販売ならびに健康食品などの販売
物流事業	運送業
その他	不動産業、人材派遣業

(8) 主要な営業所および工場

①当社

本社 東京都品川区東品川二丁目2番20号
 支店 仙台支店 大阪支店 福岡支店
 営業所 札幌営業所 八戸営業所 宮古営業所 石巻営業所 名古屋営業所
 下関営業所 戸畑営業所 長崎営業所

②主要な子会社

区 分	会 社 名	本 店 所 在 地
国 内	ニチモウフーズ株式会社	東京都中央区
//	はねうお食品株式会社	山口県下関市
//	株式会社ヤマイチ水産	北海道紋別市
//	株式会社小樽フーズ	北海道小樽市
//	マルキュー食品株式会社	福岡県大野城市
//	株式会社ちかえフーズ	福岡県宗像市
//	オホーツクニチモウ株式会社	北海道紋別市
//	西日本ニチモウ株式会社	山口県下関市
//	北海道ニチモウ株式会社	北海道函館市
//	株式会社ニチモウワンマン	山口県下関市
//	株式会社ニチモウマリカルチャー	福岡県福岡市
//	株式会社ビブン	広島県福山市
//	株式会社ソーエー	石川県能美市
//	ニチモウバイオティックス株式会社	東京都港区
//	ニチモウロジスティクス株式会社	福岡県福岡市
//	日網興産株式会社	東京都品川区
海 外	ノールイースタントロールシステムズINC.	米国ワシントン州ベインブリッジ市
//	ニチモウインターナショナルINC.	米国ワシントン州ベルビュー市

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,050名	7名増

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額	
株式会社みずほ銀行	9,116	百万円
農林中央金庫	5,080	
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	4,290	

2. 会社の株式に関する重要な事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,299,200株
 (2) 発行済株式の総数 9,008,800株（自己株式448,790株を含む）
 (3) 当期末株主数 9,819名（前期末7,537名）
 (4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
朝日生命保険相互会社	600,000株	7.00%
中 村 格 彰	568,600	6.64
株式会社渡辺冷食	400,000	4.67
ニチモウ取引先持株会	241,400	2.82
株式会社ニッスイ	240,000	2.80
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口	200,800	2.34
再信託受託者株式会社日本カストディ銀行		
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	179,800	2.10
竹 村 渉	169,400	1.97
株式会社極洋	169,200	1.97
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	115,100	1.34

（注）1. 持株比率につきましては、発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。

2. 上記株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式数は、役員向け株式交付信託が保有する当社株式179,800株となります。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年6月24日開催の第136回定時株主総会の決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下も同様です。）を対象に、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主のみならずと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、当事業年度末に信託口が所有する当該株式数は、179,800株であります。また、当事業年度中において、取締役に対しての株式の交付はございません。

3. 会社の新株予約権に関する事項（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 取締役の氏名等

地	位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長		松 本 和 明	
代表取締役社長	社長執行役員	青 木 信 也	
取締役	専務執行役員	八下田 良 知	社長補佐、経営全般担当
取締役	常務執行役員	是 村 忠 良	営業全般担当
取締役	執行役員	土 田 祥 之	食品事業部門管掌、食品事業本部長
取締役	執行役員	諏訪部 俊 彦	海洋・機械・資材事業部門管掌、海洋事業本部長
取締役	常勤監査等委員	山 本 敏 夫	
社外取締役	監査等委員	菊 池 達 也	公益財団法人朝日生命成人病研究所 理事長 ラサ工業株式会社 社外取締役 監査等委員
社外取締役	監査等委員	平 田 淳	
社外取締役	監査等委員	明 石 仁 成	日本測器株式会社 代表取締役社長
社外取締役	監査等委員	吉 江 由美子	東洋大学 食環境科学部食環境科学科 教授 ケンコーマヨネーズ株式会社 社外取締役

- (注) 1. 吉江由美子氏は、2024年6月21日開催の第138回定時株主総会において、新たに監査等委員である取締役（以下、監査等委員といいます。）に選任され、就任いたしました。
2. 監査等委員菊池達也、平田淳、明石仁成および吉江由美子の各氏は、「会社法第2条第15号」に定める社外取締役であります。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、山本敏夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 監査等委員菊池達也、平田淳、明石仁成および吉江由美子の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(ご参考) 取締役以外の執行役員

地 位	氏 名	担 当
執行役員	小 島 章 伸	総務部長 兼 財務部長
執行役員	平 田 亨	食品業務部長 兼 資材業務部長
執行役員	福 井 豊	機械・資材事業本部長
執行役員	宇田川 純 一	仙台支店長 兼 八戸営業所長
執行役員	大 石 博 士	大阪支店長
執行役員	木 根 悟	福岡支店長 兼 下関営業所長 はねうお食品株式会社 代表取締役社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員との間で「会社法第427条第1項」の規定により、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、「会社法第430条の3第1項」に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社およびグループ各社の全役員であります。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針といいます。）を2021年2月26日開催の取締役会の決議によって定めており、2022年6月24日開催の第136回定時株主総会の決議によって内容を改訂しております。その概要は以下のとおりであります。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

＜決定方針の内容の概要＞

当社取締役の報酬は、創業以来の経営理念である「会社は社会の公器であるとの精神に立ち、業界をリードする技術とサービスをもって広く社会の発展に貢献する」ことに則り、企業価値の向上および株価の上昇の貢献度合い等の対価として決定するものとするを基本方針とし、(イ) 基本報酬、(ロ) 業績連動報酬等としての賞与、(ハ) 非金銭報酬としての株式交付信託による株式報酬で構成する。

また、取締役の報酬等の算定は、代表取締役社長が原案を作成し、その原案を受けた指名・報酬諮問委員会が答申した内容を、取締役会で決定するものとする。

(イ) 基本報酬

月例の固定報酬とし、役位ごとの業績への貢献度、経営状況、社会情勢、世間水準等を勘案のうえ、決定するものとする。

(ロ) 業績連動報酬等としての賞与

役位ごとの業績への貢献度、社会情勢、世間水準等を勘案のうえ、業績評価指標に基づき、決定するものとする。なお、業績評価指標の算定方法は、当社として特に重視する指標である経常利益を基礎数値とし、中期経営計画や事業年度の達成状況により算定する。

(ハ) 非金銭報酬等としての株式交付信託による株式報酬

報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、1事業年度あたり15,000ポイント（2024年1月1日付けの株式分割により、1ポイント＝2株）を上限に、役位ごとへの業績への貢献度等に応じたポイントを付与するものとする。なお、原則として取締役の退任時に付与された累積ポイントに応じた株式を交付するものとする。

(二) 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社取締役の基本報酬（金銭報酬）、賞与（業績連動報酬等）および株式交付信託による株式報酬（非金銭報酬等）の個人別の割合は、役位ごとの業績への貢献度、経営状況、社会情勢、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準等を勘案し、「基本報酬：70%」、「賞与：20%」、「株式交付信託による株式報酬：10%」を基準とする。

(ご参考) 指名・報酬諮問委員会

当社は、取締役の指名および報酬等に係る取締役会の機能に対し、独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数が独立社外取締役で構成された指名・報酬諮問委員会を設置しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	報酬等の種類	限度額	株主総会決議日	決議時点における 役員の員数（名）
取締役 （監査等委員 を除く）	金銭報酬 （賞与を含む）	年額 2 億40百万円以内	2016年6月29日 第130回定時株主総会	7
	非金銭報酬 （株式交付信託による株式報酬）	年額30百万円以内	2022年6月24日 第136回定時株主総会	6
取締役 監査等委員	金銭報酬	年額60百万円以内	2016年6月29日 第130回定時株主総会	5

（注） 1. 取締役（監査等委員を除く）の限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 当社は、2006年6月29日開催の第120回定時株主総会において退職慰労金制度を廃止しております。

③取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 （百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 （名）
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 （監査等委員を除く）	204	139	46	17	6
取締役 監査等委員	31	31	—	—	5
社外取締役 監査等委員	18	18	—	—	4

（注） 1. 取締役（監査等委員を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、役員ごとの連結報酬等の総額は記載しておりません。
 3. 株式報酬の支給額は、株式交付信託による株式報酬制度に基づく、当事業年度中の費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

①監査等委員である取締役 菊池 達也

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

公益財団法人朝日生命成人病研究所の理事長、ラサ工業株式会社の監査等委員である社外取締役を兼職しております。

なお、同団体ならびに同社と当社との間に特記すべき取引関係等はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会には16回中16回（出席率100.00%）、監査等委員会には14回中14回（出席率100.00%）出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行い、当社経営の適法性および妥当性を監督していただくとともに、企業統治体制の更なる向上に寄与していただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員としても、適切な関与・助言を行うことにより、取締役会の機能の独立性、客観性および説明責任の強化に貢献いただいております。

②監査等委員である取締役 平田 淳

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会には16回中16回（出席率100.00%）、監査等委員会には14回中14回（出席率100.00%）出席し、主に長年の業務経験を通じた幅広い見識から適宜発言を行い、当社経営の適法性および妥当性を監督していただくとともに、企業統治体制の更なる向上に寄与していただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員としても、適切な関与・助言を行うことにより、取締役会の機能の独立性、客観性および説明責任の強化に貢献いただいております。

③監査等委員である取締役 明石 仁成

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

特定関係事業者（持分法適用関連会社）である日本測器株式会社の代表取締役社長を兼職しております。

なお、同社と当社との間に特記すべき取引関係等はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会には16回中16回（出席率100.00%）、監査等委員会には14回中14回（出席率100.00%）出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行い、当社経営の適法性および妥当性を監督していただくとともに、企業統治体制の更なる向上に寄与していただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員としても、適切な関与・助言を行うことにより、取締役会の機能の独立性、客観性および説明責任の強化に貢献いただいております。

④監査等委員である取締役 吉江 由美子

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

東洋大学食環境科学部食環境科学科の教授、ケンコーマヨネーズ株式会社の社外取締役を兼職しております。

なお、同大学と当社との間に特記すべき取引関係等はなく、また、同社とは食品事業において取引関係がございますが、販売実績は連結売上高の1%未満と僅少であります。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要

就任後開催の取締役会には11回中11回（出席率100.00%）、監査等委員会には9回中9回（出席率100.00%）出席し、水産学の専門家としての豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行い、当社経営の適法性および妥当性を監督していただくとともに、企業統治体制の更なる向上に寄与していただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員としても、適切な関与・助言を行うことにより、取締役会の機能の独立性、客観性および説明責任の強化に貢献いただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①会計監査人の報酬等の額 47,154千円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

47,154千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区別できませんので上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 取締役会が決定した会計監査人の報酬等の額について、監査等委員会が同意した理由につきましては、会計監査人との監査契約の内容に照らして、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性および報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は相当であると判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることに重大な支障があると判断した場合、「会社法第340条」の規定により会計監査人の解任を決定いたします。また、そのほか会計監査人であることに支障があると判断したときには、監査等委員会において、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役会において決議（2006年5月8日制定、2016年6月17日改定）しております。その内容の概要は以下のとおりであります。

- ①取締役および子会社の取締役等ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) コンプライアンスの徹底、社会的規範の遵守、情報開示、財務報告の信頼性等の目的を達成するため行動基準として定めた「ニチモウグループ企業行動憲章」をグループの全社員に配布し、取締役自らが率先垂範の上、グループ全体でその徹底をはかることとする。また、取締役会を通じ取締役の職務遂行の監視をより一層強化することとする。
 - (ロ) 「財務報告の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制構築を推進することとする。
 - (ハ) 「コンプライアンス規程」を定め、社会的責任を果たすために「コンプライアンス・プログラム」を推進することとする。
 - (二) 「コンプライアンス委員会」を設置し、内部監査部門等から報告されたコンプライアンス上の問題、その他重要案件の審議を行うこととする。
 - (ホ) 業務執行部門から独立した内部監査室は、各部門の業務プロセスを監査し、不正の防止と発見に努めることとする。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱要領」ならびに「文書保存年数取扱基準」等の社内規程に基づき、適切かつ確実に保存・管理するとともに、保存期間を定め、期間中閲覧可能な状態を維持することとする。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ) 当社グループは、「リスク対策規程」を定め、企業経営に関わる危機、リスクについて基本的な対策を整備し、発生したリスクを極小化かつ早期に解決することとする。
 - (ロ) 問題が発生した場合の対応として「危機管理のガイドライン」を定め、不測の事態が発生した場合は、迅速な対応を行い、損失の拡大を防止する体制を整えるものとする。

- ④取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。
 - (ロ) 当社は、経営と業務執行の分離および責任と権限の明確化をはかる観点から執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略および業務執行の監督という本来の機能に特化する。執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。
 - (ハ) 当社グループは、中期経営計画および年次事業計画を策定し、その目標達成のために取締役会でその進捗状況の管理を行うこととする。
- ⑤当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) グループに共通の「企業行動憲章」を定め、グループの取締役、社員一体となり遵法意識の醸成を高めることとする。
 - (ロ) 「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社の財務状況、職務の執行状況およびその他重要な報告事項について定期的に報告を受け管理を行うものとする。また、内部監査室を担当部門としてグループ各社における内部統制の実効性を高め、必要に応じて指導・支援を行うものとする。
- ⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の意見を尊重するものとする。
 - (ロ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会が指示した業務について、監査等委員である取締役以外の者からの指揮命令を受けない。

- ⑦取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、グループ経営会議、その他重要な会議の審議内容、内部監査の結果、および内部通報制度の運用状況について監査等委員である取締役に報告するものとする。
 - (ロ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当社およびグループ各社の業務または業績に与える重要な事項について監査等委員会に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反および不正行為の事実、あるいは当社およびグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は遅滞なく報告するものとする。また、監査等委員会は、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し報告を求めることができるものとする。
 - (ハ) 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不当に扱うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および使用人に周知徹底する。
- (二) 監査等委員会は、重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会および執行役員会等の会議に出席し必要に応じその説明を求めることとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会や会計監査人、内部監査部門との情報交換に努め、監査の実効性を確保するものとする。
- (ホ) 監査等委員会がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求した時には、請求にかかる費用または債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務に関する執行に限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑧反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備に関する体制
- (イ) 当社グループは、「ニチモウグループ企業行動憲章」において反社会的勢力に対する行動基準を定め、役員・従業員全員に周知徹底することとする。
 - (ロ) 反社会的勢力に関する事項については、総務部にて対応するものとする。
 - (ハ) 顧問弁護士や公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集・管理を行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、体制の整備および適切な運用に努めております。その運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役 4 名を含む取締役 11 名で構成され、法令、定款および取締役会規則等の定めに基づき、経営戦略や業務執行の監督など、経営の健全性および透明性に努めております。また、経営と業務執行の分離および責任と権限の明確化をはかる観点から執行役員会を開催し、意思決定の迅速化および効率化を図っております。当事業年度におきましては、取締役会を 16 回、執行役員会を 13 回開催いたしました。

②監査等委員の職務執行

当社の監査等委員会は、社外監査等委員 4 名を含む監査等委員 5 名で構成され、同会において定めた監査計画に基づき、取締役会および執行役員会等の会議に出席し必要に応じその説明を求めています。また、代表取締役との定期的な意見交換会や会計監査人、内部監査部門との情報交換に努め、監査の実効性を確保しております。当事業年度におきましては、監査等委員会を 14 回開催いたしました。

③コンプライアンス体制

当社グループは、「ニチモウグループ企業行動憲章」および「コンプライアンス規程」に基づき、社内研修等を通じて遵法意識を高めるとともに周知徹底に努めております。

④リスク管理体制

当社グループは、「リスク対策規程」および「危機管理のガイドライン」に基づき、不測の事態が発生した場合に備え、社内研修等を通じて周知徹底に努めております。

⑤グループ管理体制

当社グループは、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の財務状況、職務の執行状況およびその他重要な報告事項について定期的に報告を受けるとともにグループ管理体制の強化に努めております。当事業年度におきましては、グループ経営会議を 1 回、グループ社長会を 3 回開催いたしました。

⑥内部監査体制

当社は、内部監査計画に基づき、当社およびグループ会社の内部監査を実施し、業務の適正化に努めております。

⑦財務報告に係る内部統制

当社グループは、「財務報告の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施いたしました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、株主への安定的な配当の維持を基本としながら、企業体質の一層の強化および将来の事業展開に備えるため、内部留保の充実を勘案し配分を決定することを基本方針としております。

2025年3月期の期末配当金につきましては、上記方針に加えて、第137期中期経営計画において掲げた配当性向30%以上、直近の業績動向等を総合的に勘案いたしました結果、2025年5月9日開催の取締役会において、前回予想より7円増配の1株当たり52円（年間配当金は1株当たり97円）とし、剰余金の配当が効力を生じる日を2025年6月30日とすることを決議いたしました。

また、2026年3月期の配当予想につきましては、年間配当金は当期実績より3円増配の1株当たり100円を予定しております。今期より新たに第140期中期経営計画がスタートし、実質累進配当政策を維持しながら、2028年3月期までに配当性向35%以上を目標に掲げ、積極的な株主還元を目指してまいります。

①基準日	2024年9月30日	2025年3月31日
②1株当たり配当金	45円	52円
③配当金総額	385,204,050円	445,120,520円
④効力発生日	2024年12月2日	2025年6月30日
⑤配当原資	利益剰余金	利益剰余金

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	56,501
現金及び預金	5,956
受取手形	1,832
売掛金	14,896
電子記録債権	681
商品及び製品	27,001
仕掛品	1,214
原材料及び貯蔵品	3,410
前渡金	832
その他	747
貸倒引当金	△72
固定資産	26,450
有形固定資産	10,593
建物及び構築物	3,994
機械装置及び運搬具	2,482
工具器具及び備品	262
土地	2,982
建設仮勘定	870
無形固定資産	648
その他	648
投資その他の資産	15,208
投資有価証券	14,434
長期貸付金	35
破産更生債権等	464
繰延税金資産	246
その他	509
貸倒引当金	△482
繰延資産	147
社債発行費	147
資産合計	83,098

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	32,086
支払手形及び買掛金	11,776
電子記録債務	2,315
短期借入金	7,776
一年内償還社債	764
一年内返済長期借入金	4,336
未払金	567
契約負債	3,017
未払法人税等	380
賞与引当金	636
その他	513
固定負債	20,783
社債	9,422
長期借入金	8,959
繰延税金負債	1,154
役員退職慰労引当金	158
役員株式給付引当金	217
退職給付に係る負債	440
その他	429
負債合計	52,869
(純資産の部)	
株主資本	25,291
資本金	6,354
利益剰余金	19,855
自己株式	△918
その他の包括利益累計額	4,920
その他有価証券評価差額金	4,001
繰延ヘッジ損益	△23
為替換算調整勘定	941
退職給付に係る調整累計額	1
非支配株主持分	17
純資産合計	30,229
負債・純資産合計	83,098

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		133,900
売上原価		121,672
売上総利益		12,228
販売費及び一般管理費		9,225
営業利益		3,002
営業外収益		
受取利息	39	
受取配当金	216	
持分法による投資利益	674	
その他	199	1,130
営業外費用		
支払利息	411	
シンジケートローン手数料	29	
その他	90	531
経常利益		3,601
特別利益		
固定資産売却益	6	
投資有価証券売却益	142	
補助金収入	146	295
特別損失		
減損損失	65	
固定資産除却損	5	
固定資産圧縮損	146	
和解金	188	406
税金等調整前当期純利益		3,489
法人税、住民税及び事業税	912	
法人税等調整額	△94	818
当期純利益		2,671
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		2,666

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,354	17,861	△917	23,298
当連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当		△770		△770
親会社株主に帰属する 当期純利益		2,666		2,666
自己株式の取得			△0	△0
その他		97		97
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)				
当連結会計年度中の 変動額合計	—	1,993	△0	1,992
当期末残高	6,354	19,855	△918	25,291

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株主持分	純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	4,068	△1	967	0	5,034	16	28,349
当連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△770
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,666
自己株式の取得							△0
その他							97
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△67	△21	△26	1	△113	1	△112
当連結会計年度中の 変動額合計	△67	△21	△26	1	△113	1	1,880
当期末残高	4,001	△23	941	1	4,920	17	30,229

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	38,072
現金及び預金	736
受取手形	1,523
売掛金	9,260
電子記録債権	681
商品	21,307
前渡金	967
短期貸付金	4,132
その他	393
貸倒引当金	△930
固定資産	18,878
有形固定資産	3,895
建物	1,180
構築物	135
機械及び装置	181
車両運搬具	0
工具器具及び備品	161
土地	2,204
建設仮勘定	31
無形固定資産	595
電話加入権	10
その他	584
投資その他の資産	14,387
投資有価証券	6,974
関係会社株式	6,229
長期貸付金	941
破産更生債権等	241
敷金	157
その他	100
貸倒引当金	△257
繰延資産	147
社債発行費	147
資産合計	57,097

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	20,062
支払手形	175
買掛金	6,132
電子記録債務	2,315
短期借入金	3,900
一年内償還社債	764
一年内返済長期借入金	4,000
未払金	228
未払法人税等	85
契約負債	1,954
未払費用	84
賞与引当金	322
その他	98
固定負債	19,353
社債	9,422
長期借入金	6,850
繰延税金負債	1,133
退職給付引当金	281
関係会社事業損失引当金	1,334
役員株式給付引当金	217
その他	114
負債合計	39,415
(純資産の部)	
株主資本	14,101
資本金	6,354
資本剰余金	22
資本準備金	22
利益剰余金	8,602
利益準備金	1,061
その他利益剰余金	7,540
別途積立金	2,700
固定資産圧縮積立金	3
繰越利益剰余金	4,837
自己株式	△877
評価・換算差額等	3,580
その他有価証券評価差額金	3,603
繰延ヘッジ損益	△23
純資産合計	17,682
負債・純資産合計	57,097

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高	76,387	
売上原価	69,885	
売上総利益	6,501	
販売費及び一般管理費	4,947	
営業利益	1,554	
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	795	
その他	99	904
営業外費用		
支払利息	247	
シンジケートローン手数料	29	
その他	66	343
経常利益	2,116	
特別利益		
投資有価証券売却益	142	
関係会社事業損失引当金戻入額	169	311
特別損失		
固定資産除却損	5	
関係会社株式評価損	188	
関係会社事業損失引当金繰入額	83	
貸倒引当金繰入額	334	610
税引前当期純利益	1,816	
法人税、住民税及び事業税	435	
法人税等調整額	△25	410
当期純利益	1,406	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合 計
	資本剰余金		利 益 剰 余 金						
	資本金	資 本 準備金	利 益 準備金	その他利益剰余金			利 益 剰余金 合 計		
				別 途 積立金	固定資産 圧 縮 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	6,354	22	984	2,700	3	4,278	7,966	△876	13,466
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当			77			△847	△770		△770
税率変更による圧縮積立金調整額					△0	0	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩					△0	0	－		－
当期純利益						1,406	1,406		1,406
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
当事業年度中の変動額合計	－	－	77	－	△0	559	636	△0	635
当期末残高	6,354	22	1,061	2,700	3	4,837	8,602	△877	14,101

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3,649	△1	3,647	17,113
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△770
税率変更による圧縮積立金調整額				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
当期純利益				1,406
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△45	△21	△66	△66
当事業年度中の変動額合計	△45	△21	△66	568
当期末残高	3,603	△23	3,580	17,682

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

ニチモウ株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 沼田 慶輔

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 松本 勇人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニチモウ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニチモウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

ニチモウ株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス
指定有限責任社員 公認会計士 沼田 慶輔
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松本 勇人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニチモウ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第139期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2025年5月30日

ニチモウ株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 山 本 敏 夫 印

監査等委員（社外） 菊 池 達 也 印

監査等委員（社外） 平 田 淳 印

監査等委員（社外） 明 石 仁 成 印

監査等委員（社外） 吉 江 由美子 印

(注) 監査等委員菊池達也、平田淳、明石仁成及び吉江由美子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

品川プリンスホテル メインタワー30階「ダイヤモンド30」

東京都港区高輪四丁目10番30号 TEL 03-3440-1111 (代表)



※現在改装中の箇所があるため、上記内容と一部異なる場合がございます。

最寄駅 京急線品川駅高輪口 徒歩3分
JR品川駅中央改札口（高輪口） 徒歩3分

電子提供措置の開始日 2025年6月2日

第139回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■ 連結計算書類

連結注記表59

■ 計算書類

個別注記表71

ニチモウ株式会社

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 18社

主要な連結子会社の名称 西日本ニチモウ(株)、
ノールイースタントロールシステムズ INC.

(2) 主要な非連結子会社の名称 トーエイ(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、総資産の合計額、売上高の合計額、当期純損益の額及び利益剰余金の額等のうち持分に見合う額の合計額がいずれも少額であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

関連会社 4社 日本サン石油(株)、日本測器(株)、日本船燈(株)、
フィッシュファームみらい(同)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の主要な会社等の名称

①非連結子会社 トーエイ(株)

②関連会社 アサヒテックス(株)

(持分法の適用範囲から除いた理由)

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社はそれぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため持分法の適用範囲から除いております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちノールイースタントロールシステムズINC.、ニチモウインターナショナルINC.の決算日は、2月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日との差異が3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない……………時価法によっております。

株式等以外のもの……………(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法

③棚卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法(ただし、一部の連結子会社は定額法)によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物……………2年～50年

機械装置及び運搬具……………4年～17年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売については、原則として引渡時点において顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得し、当社の履行義務が充足されると判断していることから、当該商品又は製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、商品又は製品の性能に関して顧客検収条件を要する場合は、顧客が製品を検収した時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、リベート及び有償受給取引において顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。

買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について有償支給取引に係る負債を認識しております。

なお、有償支給取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

また、当社グループが代理人として商品又は製品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率によって計上しております。

貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

子会社において、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり、定額法で償却しております。

②ヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理によっております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約取引・通貨オプション取引
金利スワップ取引

(ヘッジ対象)

外貨建債権・債務及び外貨建予定
取引・借入金利息

(ハ) ヘッジ方針

当社の内部規程である「市場リスク管理規程」に基づき為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

(二) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の内容とヘッジ対象の重要な内容が同一である場合には、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュフロー変動をヘッジ手段が完全に相殺するものと想定することができると、有効性の判断は省略しております。

③退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

(ハ) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

5. 会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る

会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							その他 (注)	合計
	食品事業	海洋事業	機械事業	資材事業	バイオティクス 事業	物流事業	計		
鮮凍品	53,964	—	—	—	—	—	53,964	—	53,964
加工食品	30,138	—	—	—	—	—	30,138	—	30,138
漁具	—	8,944	—	—	—	—	8,944	—	8,944
海上機械 ・養殖資材	—	13,433	—	—	—	—	13,433	—	13,433
食品加工機械	—	—	15,618	—	—	—	15,618	—	15,618
合成樹脂	—	—	—	7,176	—	—	7,176	—	7,176
包装資材 ・農畜資材	—	—	—	1,867	—	—	1,867	—	1,867
健康食品	—	—	—	—	293	—	293	—	293
物流	—	—	—	—	—	2,352	2,352	—	2,352
その他	—	—	—	—	—	—	—	1	1
顧客との契約 から生じる収益	84,102	22,377	15,618	9,043	293	2,352	133,789	1	133,791
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—	109	109
外部顧客への 売上高	84,102	22,377	15,618	9,043	293	2,352	133,789	110	133,900

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に不動産賃貸業を営んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための情報は「会計方針に関する事項(3)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は、以下の通りであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度（期首）	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	2,900	1,832
売掛金	14,771	14,896
電子記録債権	—	681
契約負債		
前受金	2,082	3,017

(注) 1. 当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は1,973百万円であります。

2. 契約負債の増減は、主として前受金の受取（契約負債の増加）と、収益認識（契約負債の減少）により生じたものであります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
商品及び製品	27,001
通常の販売目的で保有する商品及び製品の 収益性の低下による簿価切り下げ額	255

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、棚卸資産の評価方法として、原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。正味売却価額は、直近の販売実績価額をベースとし、これに水産物市況や漁獲量・輸入量の変動、取引先との交渉状況、為替相場を勘案し算定しております。

正味売却価額の見積りには不確実性を伴うため、正味売却価額が想定よりも下回った場合には損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度に計上した繰延税金資産の金額

繰延税金資産 1,149百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、取締役会により承認された翌期の予算及び将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

課税所得の発生時期及び金額を見積る際には、将来の受注見込み、販売数量及び主要商材の原料相場、為替相場、買付量を主要な仮定として使用しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	14,914百万円
2. 有形固定資産の減損損失累計額	687百万円
3. 取得価額から直接減額している圧縮記帳額	
建 物 及 び 構 築 物	19百万円
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	618百万円
土 地	135百万円
4. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
建 物 及 び 構 築 物	86百万円
土 地	422百万円
投 資 有 価 証 券	5,733百万円
計	6,242百万円
(2) 担保に係る債務	
短 期 借 入 金	1,600百万円
一 年 内 償 還 社 債	240百万円
一年内返済長期借入金	4,000百万円
長 期 借 入 金	6,850百万円
計	12,690百万円

(連結損益計算書に関する注記)

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「(収益認識に関する注記)

1.収益の分解情報」に記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,008,800株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	385	45.00	2024年3月31日	2024年6月24日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	385	45.00	2024年9月30日	2024年12月2日

(注) 1. 2024年5月10日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

2. 2024年11月8日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年5月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	445	52.00	2025年3月31日	2025年6月30日

(注) 2025年5月9日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に水産加工及び販売事業等を行うための調達資金計画に照らし、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブのうち、為替予約取引及び通貨オプション取引は成約額又は個別取引の成約見積額の範囲内に限定しており、金利スワップ取引は必要な範囲内としております。

なお、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として為替予約取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

取引先企業等に対する長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

外貨建の営業債務は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として為替予約取引及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債及び長期借入金は設備投資等に係る資金調達です。

このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、原則として金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権及び営業債務の管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、保有状況を見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額7,078百万円）は、「その他有価証券」に含めておりません。また、現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は、そのほとんどが短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	7,356	7,356	—
資産 計	7,356	7,356	—
(2) 社 債	10,186	9,841	△344
(3) 長期借入金	13,296	13,069	△226
負債 計	23,482	22,911	△570
デリバティブ取引（*1）	△34	△34	—

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	7,356	—	—	7,356
資産計	7,356	—	—	7,356
デリバティブ取引				
為替予約取引	—	△34	—	△34
デリバティブ取引計	—	△34	—	△34

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	
社債	—	9,841	—	9,841
長期借入金	—	13,069	—	13,069
負債計	—	22,911	—	22,911

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

負 債

社債並びに長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価は取引先金融機関から提示された価額に基づき算定しておりレベル 2 の時価に分類しております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 3,625円90銭
- 1 株当たり当期純利益 320円06銭

(減損損失に関する注記)

- (1) 減損損失を認識した資産グループの概要

会社	場所	用途	種類	減損損失 (金額)
はねうお食品(株)	山口県他	事業用資産	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 工具器具及び備品	65百万円

- (2) 資産のグルーピングの方法

当社グループは事業用資産につきましては、事業単位でグルーピングを行っております。
また、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

- (3) 減損損失の認識に至った経緯

収益性の低下により投資額の回収が困難であると見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

- (4) 回収可能価額の算定方法

使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローをマイナスと見込んでいるため備忘価額で評価しております。

(追加情報の注記)

役員向け株式交付信託

当社は、2022年6月24日開催の第136回定時株主総会に基づき、下記のとおり当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

- (1) 取引の概要

当社は取締役を対象とする株式交付規程に基づき、当社の取締役に対してポイントを付与し、退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式を交付する仕組みであります。

- (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末233百万円、179,800株であります。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない……………時価法によっております。

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

商品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 2年～50年

機械及び装置 4年～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率によって計上しております。

貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による按分額（定額法）を翌事業年度より費用処理することとしております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく取締役への株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売については、原則として引渡時点において顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得し、当社の履行義務が充足されると判断していることから、当該商品又は製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、商品又は製品の性能に関して顧客検収条件を要する場合は、顧客が製品を検収した時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、リベート及び有償受給取引において顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。

買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について有償支給取引に係る負債を認識しております。

なお、有償支給取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

また、当社グループが代理人として商品又は製品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり、定額法で償却しております。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約取引・通貨オプション取引

金利スワップ取引

(ヘッジ対象)

外貨建債権・債務及び外貨建予定取引

借入金利息

③ヘッジ方針

当社の内部規程である「市場リスク管理規程」に基づき為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の内容とヘッジ対象の重要な内容が同一である場合には、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュフロー変動をヘッジ手段が完全に相殺するものと想定することができるため、有効性の判断は省略しております。

(3) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

連結計算書類において同様の記載を行っているため記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

2. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益を理解するための情報

連結計算書類において同様の記載を行っているため記載を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
商品	21,307
通常の販売目的で保有する商品及び製品の収益性の低下による簿価切り下げ額	66

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類において同様の記載を行っているため記載を省略しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度に計上した繰延税金資産の金額

「(税効果会計に関する注記)」をご参照ください。

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類において同様の記載を行っているため記載を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,669百万円
2. 有形固定資産の減損損失累計額 2百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
 - (1) 関係会社に対する短期金銭債権 6,088百万円
 - (2) 関係会社に対する長期金銭債権 910百万円
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債務 3,296百万円

4. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	86百万円
土地	422百万円
投資有価証券	5,733百万円
計	6,242百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,600百万円
一年内償還社債	240百万円
一年内返済長期借入金	4,000百万円
長期借入金	6,850百万円
計	12,690百万円

5. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入金及び商品仕入債務に対し、保証を行っております。

(株)ヤマイチ水産	1,802百万円
ニチモウフーズ(株)	600百万円
オホーツクニチモウ(株)	500百万円
ニチモウインターナショナル INC.	451百万円
	(3,020,000米ドル)
西日本ニチモウ(株)	280百万円
フィッシュファームみらい(同)	269百万円
(株)ニチモウマリカルチャー	200百万円
北海道ニチモウ(株)	164百万円
マルキュー食品(株)	160百万円
ニチモウバイオティックス(株)	130百万円
(株)ビブン	100百万円
(株)ちかえフーズ	100百万円
はねうお食品(株)	15百万円
計	4,772百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 関係会社に対する売上高	8,882百万円
(2) 関係会社からの仕入高	8,820百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	1,207百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末日における自己株式の数

普通株式	628,590株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	380百万円
賞与引当金	99百万円
退職給付引当金	89百万円
役員株式給付引当金	69百万円
繰延ヘッジ損益	10百万円
固定資産評価損	188百万円
その他の	1,408百万円
繰延税金資産小計	2,246百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,660百万円
評価性引当額小計	△1,660百万円
繰延税金資産合計	586百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△1百万円
その他有価証券評価差額金	△1,662百万円
その他の	△55百万円
繰延税金負債合計	△1,719百万円
繰延税金負債純額	△1,133百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	ニチモウフーズ(株)	所有 直接 100%	当社商品の販売及び 当社へ商品供給	水産食品の販売	3,626	売 掛 金	412
				水産食品の仕入	33	買 掛 金	1
			資 金 の 援 助	資 金 の 貸 付	3,400	短期貸付金	1,000
				利 息 の 受 取	1	—	—
				債 務 保 証	600	—	—
子会社	はねうお食品(株)	所有 直接 80% 間接 20%	当社商品の販売及び 当社へ水産加工品供給	加工原料の販売	1,406	売 掛 金	619
				水産加工品の仕入	522	買 掛 金	35
			資 金 の 援 助	資 金 の 貸 付	1,310	短期貸付金	1,000
				利 息 の 受 取	0	未収入金	0
				債 務 保 証	15	—	—
子会社	(株)ヤマイチ水産	所有 直接 100%	当社商品の販売及び 当社へ水産加工品供給	商 品 の 販 売	342	売 掛 金	237
				水産加工品の仕入	856	買 掛 金	70
			資 金 の 援 助	債 務 保 証	1,802	—	—
			資 金 の 借 入	資 金 の 借 入	1,100	短期借入金	400
				利 息 の 支 払	3	—	—
子会社	西日本ニチモウ(株)	所有 直接 99.91%	当社商品の販売及び 当社へ製品供給	海洋資材商品の販売	250	売 掛 金	92
				漁網製品の仕入	958	買 掛 金	319
			資 金 の 援 助	資 金 の 貸 付	1,210	短期貸付金	1,000
				利 息 の 受 取	0	—	—
				債 務 保 証	280	—	—
子会社	(株)ニチモウワンマン	所有 直接 100%	当社商品の販売及び 当社へ商品供給	海苔機資材商品の販売	8	—	—
				海苔機資材商品の仕入	9	買 掛 金	10
			資 金 の 援 助	資 金 の 貸 付	570	短期貸付金	300
				利 息 の 受 取	0	—	—
				—	—	—	—
子会社	(株)ソ ー エ ー	所有 直接 100%	当社商品の販売及び 当社へ製品供給	商 品 の 販 売	123	売 掛 金	80
				食品加工機械製品の仕入	927	前 渡 金 買 掛 金	142 9
			資 金 の 借 入	資 金 の 借 入	3,100	短期借入金	1,900
				利 息 の 支 払	8	—	—
				—	—	—	—
子会社	ニチモウロジスティクス(株)	所有 直接 90%	当社商品の運送	運 賃 の 仕 入	17	買 掛 金	2
			資 金 の 援 助	資 金 の 貸 付	180	長期貸付金	910
				債 務 保 証	—	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
3. 子会社の銀行借入等に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取は行っておりません。
4. 資金の貸付・借入についての利息は、市場金利を勘案して決定しております。
5. 子会社への破産更生債権等に対し、918百万円の貸倒引当金を計上し、当事業年度において334百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。また1,334百万円の関係会社事業損失引当金を計上し、当事業年度において83百万円の関係会社事業損失引当金繰入額を計上しております。なお、ニチモウロジスティクス㈱に対する債務保証については、関係会社事業損失引当金を貸借対照表に計上しているため、注記すべき債務保証金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,109円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 167円82銭 |

(追加情報の注記)

役員向け株式交付信託

連結計算書類において同様の記載を行っているため記載を省略しております。